

7月から国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付が始まります！



便利なスマホ
決済はコチラ



令和6年度の国民健康保険税の納付は、7月から翌年2月までの8期払い、後期高齢者医療保険料の納付は翌年3月までの9期払いです。保険税・保険料の納付につきましては、指定金融機関および全国のコンビニエンスストア、またはスマホのキャッシュレス決済アプリで納めることができます。(※)

納期限までに納付しない場合、督促手数料および延滞金が加算されますので、お早めに納付をお願いします。

※コンビニエンスストアまたはスマートフォン決済アプリでのお支払いは、バーコード表示のある納付書に限りです。

※スマートフォン決済アプリでの納付の場合、領収書は発行されません。納付証明書は有料となります。

スマホ納付の詳細については、市ホームページをご覧ください。

令和6年度 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料納期カレンダー

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期限 口座振替日	7/31 (水)	9/2 (月)	9/30 (月)	10/31 (木)	12/2 (月)	納期限 12/27(金) 口座振替日 12/25(水)	1/31 (金)	2/28 (金)	3/31 (月)

安心便利な口座振替を！

口座振替にすると、指定された口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れの心配がなくなり、納期のたびに金融機関などに行く手間も省け大変便利です。

また、口座振替を登録すると、翌年度以降も自動的に継続されますので、安心・便利な口座振替をお勧めいたします。

納付相談はお早めに！

病気などの事情により納期限までに国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を納付できない場合は納付相談を受け承りますので、窓口までご来所ください。

- ① 病気・ケガ等により生活に重大な影響を及ぼしたとき
- ② 失業等により生活が困難になったとき
- ③ 事業の休止、廃止、または著しい損失を受けたとき
- ④ 災害(火災・風水害)により住宅等に損失を受けたとき

令和6年度(令和5年收入分)の申告はお済みでしょうか？

申告がまだお済みでない世帯については、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減や、入院費・高額療養費の限度額算定などで不利益になる場合があります。

「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

現在交付を受けている方は、有効期限が7月31日(水)までとなっております。8月1日以降も適用を受けたい方は、7月1日(月)から更新申請の受付を開始していますので、8月末日までに窓口にて、お手続きをお願いします。

○受付時間 (午前) 8:30~12:00 (午後) 13:00~17:15

○申請に必要なもの・対象者の被保険者証・来所する方(届出人)の身分証

※マイナ保険証をご利用の方は、手続きしなくても限度額が適用されます。

(非課税世帯で90日を超える入院がある方は、引き続き申請が必要です)



入院時の食事代(食事療養標準負担額)変更のお知らせ 変更後の食事代(食事療養標準負担額)

食材費等の高騰等を踏まえ、厚労省告示の改正により、令和6年6月1日より入院時の食事代(食事療養標準負担額)が変更となりました。

①	一般(②、③以外の方)	1食 490円
②	住民税非課税世帯(70歳以上の方は低所得Ⅱ)	90日以内の入院(過去12カ月の入院日数) 1食 230円
		90日を超える入院(過去12カ月の入院日数) 1食 180円
③	70歳以上の低所得Ⅰの方	1食 110円

問 国民健康保険課 ☎893・4411(保険税係 内線4245・4261 後期高齢者医療係 内線4271・4272 給付係 内線4223)